

# 特定経営承継関連保証の創設

- 経営者は高齢化の一途を辿っており、事業承継の機会は今後より一層増加すると考えられることから、事業承継に係る費用に対する資金繰りに万全を期す必要がある。
- これまでは、平成20年に創設された経営承継関連保証によって、経営者の交代に伴う信用力の低下や、経営の安定化のための会社による株式の取得といった経営課題に対応してきた。
- 他方、後継者個人による株式購入費用や、事業承継に伴い発生する多額の相続税や贈与税に対しては、後継者個人が事業を行っていないことを理由に、実質的に信用保証を受けることが出来なかった。
- こうした実態を踏まえ、今般、後継者個人を信用保証の対象とし、事業承継に際しての資金ニーズに一層きめ細かく対応する。

特定経営承継関連保証	
対象者	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人
対象資金	事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金 ・株式等取得資金 ・事業用資産等取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等
保証限度額	最大2.8億円
保証割合	80%保証※特別小口保険の場合は100%
保証料率 (保険料率)	0.45%～1.90% (0.25～1.69%)
てん補率	80% ※ただし、普通保険の場合70%
保証人	原則、認定中小企業者以外の保証人は徴求しない。
取扱金融機関	既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関